

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

## 平成28・29年度 国民年金保険料、国民年金任意加入 制度について

今月の年金相談

3月16日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

3月11日(金)まで  
お申し込みください

第1・2会議室

### 【平成28年度および29年度の国民年金保険料について】

平成28年度および29年度の国民年金保険料をお知らせいたします

- ・平成28年度の国民年金保険料額は、16,260円(月額)となります。  
(平成27年度から670円の引き上げ)
- ・平成29年度の国民年金保険料額は、16,490円(月額)となります。  
(平成28年度から230円の引き上げ)

### 【任意加入制度】

任意で国民年金に加入し月額16,260円(平成28年度)を納付する制度です。

#### ◎任意加入のメリット

- ①将来受け取る老齢基礎年金を満額に近づけることができる・・・  
国民年金保険料を満額(480月)納めていない場合、60歳以上65歳未満の方であれば満額に近づけるために納付することができます。
- ②年金の加入期間が不足している方が、任意加入し保険料を納めることで年金の受給権を取得できることがある・・・  
国民年金の強制加入は60歳までですが、60歳から65歳まで(生年月日などの条件を満たしている方は70歳まで)任意加入し受給権を取得するために保険料を納めることができます。

### 【対象となる方】①～③すべて満たす必要があります。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方  
※受給資格期間を満たしていない方で65歳以上70歳未満の方も対象
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③20歳～60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の方

国内に住所を有する60歳以上65歳未満(70歳未満)の方で、国民年金・厚生年金・共済年金をまだ支給されていなく、20歳～60歳の40年間(480月)で保険料を納めていない期間がある方が対象です。

【申し込み先】八雲町役場、熊石総合支所、落部支所

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)		☎0137-62-2112(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係(☎0137-62-2112)までご連絡願います。